平成２８年（フ）第２７２号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番26―109号、前住所堺市中区八田西町３丁８番９号203号
債務者　石田　秀明
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
堺市南区三原台１丁３番20―102号
債務者　片山　　勲
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
大阪府松原市立部１丁目124番地の14
債務者　ＨＡＩＲ’Ｓ　ＢＯＸこと　黒崎　昌彦
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８６号
大阪府松原市天美北３丁目22番５号
債務者　佐伯新一郎
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
堺市堺区南花田口町１丁１番９号　シティーコート堺東402号
債務者　濱田　栄理（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号、前住所大阪市城東区諏訪１丁目13番22号　緑風荘
債務者　足立　　勝
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
福岡市中央区高砂２丁目18番10―406号
債務者　久冨　博子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１５号
福岡市中央区高砂２丁目６番15―410号
債務者　松本　憲治
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１７号
福岡市東区若宮５丁目４番18号
債務者　荒木　美春
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３６号
福岡県朝倉市甘木1193番地１　ディアコートあまぎ105号
債務者　手嶋　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４４号
福岡市西区大字徳永1167番地
債務者　永山泉子こと　崔　　泉子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６２号
福岡市博多区西月隈１丁目10番20―105号
債務者　甲斐　秀美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根201番地　北棟東
債務者　奥平亜紀子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第８６号
愛知県岡崎市美合新町11番地14　ハイツ平岩505
債務者　中川　由紀
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０９２号
大阪市中央区法円坂１丁目４番17号　ファミール難波宮213号
債務者　宇津木茂こと　**宇**津木　茂
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９３号
大阪市中央区法円坂１丁目４番17号　ファミール難波宮213号
債務者　宇津木末子こと　**宇**津木末子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８４号
大阪市東住吉区針中野４丁目10番16号渡辺ビル　301号
債務者　大櫃　達朗
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部